地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令新旧対照条文（傍線の部分は改正部分）

○地方公務員災害補償法施行令（昭和四十二年九月一日政令第二百七十四号）（妙）

改正後	現行
（削除）	第九条　遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が一人であり、かつ、その者と生計を同じくしている遺族補償年金を受けることができる遺族がない場合（当該遺族補償年金を受ける権利を有する遺族が五十五歳以上の妻又は法第三十三条第一項第一号の総務省令で定める障害の状態にある妻である場合を除く。）における船員に係る遺族補償年金の額は、一年につき、同号の規定による額（法第四十六条に規定する公務上の災害に係るものにあつては、同号の規定による額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額）に、平均給与額に十二を乗じて得た額を加算した額とする。 2　行方不明補償を受けるべき者が、その行方不明であつた者の死亡による遺族補償年金を受ける権利を有するに至つたときは、当該行方不明補償を受けるべき期間に係る遺族補償年金は、支給しない。
（公務で外国旅行中の職員に係る特例） 第九条　（略）	（公務で外国旅行中の職員に係る特例） 第十条　（略）
第十条　（略）	第十一条　（略）
附　則	附　則
（削除）	（船員等に係る遺族補償年金等の特例） 第一条の三　法附則第七条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族

（船員等に係る障害補償年金等の特例）

第一条の三　（略）

第一条の四　当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第十条の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ当該障害等級に対応する法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額に、当該額に第十条に定める率を乗じて得た額を加算した額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その者の遺族に対し、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給するものとする。

第一条の五　船員に係る法附則第五条の三第二項の規定による障害補償年金前払一時金の額は、附則第一条の三各号に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ当該障害等級に対応する法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額に当該各号に定める額を加算した額を限度として総務省令で定める額とする。

補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものがある場合における第九条第一項の規定の適用については、同項中「受けることができる遺族」とあるのは、「受けることができる遺族（法附則第七条の二第二項の規定に基づき遺族補償年金を受けることができることとされた遺族であつて、当該遺族補償年金に係る職員の死亡の時期に応じ、同項の表の下欄に掲げる年齢に達しないものを除く。）」とする。

第一条の四　（略）

第一条の五　当分の間、障害補償年金を受ける権利を有する者のうち、第十一条の規定の適用を受ける者が死亡した場合において、その者に支給された当該障害補償年金の額及び当該障害補償年金に係る障害補償年金前払一時金の額の合計額が、当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ当該障害等級に対応する法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額に、当該額に第十一条に定める率を乗じて得た額を加算した額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その者の遺族に対し、その差額に相当する額を障害補償年金差額一時金として支給するものとする。

第一条の六　船員に係る法附則第五条の三第二項の規定による障害補償年金前払一時金の額は、附則第一条の四各号に掲げる当該障害補償年金に係る障害等級に応じ、それぞれ当該障害等級に対応する法附則第五条の二第一項の表の下欄に掲げる額に当該各号に定める額を加算した額を限度として総務省令で定める額とする。

第一条の六　（略）

第二条の三　第十条に規定する公務上の災害に係る遺族補償一時金については、法附則第七条第一項の政令で定める額は、当該額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額とする。

第一条の七　（略）

第二条の三　第十一条に規定する公務上の災害に係る遺族補償一時金については、法附則第七条第一項の政令で定める額は、当該額に百分の五十を乗じて得た額を加算した額とする。